|  |
| --- |
| 審査基準包括議決16都市計画法施行令第29条の9第４号及び第６号に掲げる区域において、大阪府都市計画法施行条例第３条各号に掲げる建築物の建築の用に供する目的で行われる開発行為及び同条例第４条各号に掲げる建築行為等の取扱いについて標記について、次の各要件に該当するものは、あらかじめ開発審査会の議を経たものとして取扱い、これに基づき知事が許可をし、開発審査会に報告するものとする。第１　対象次の各号のいずれかに該当するものであること。(1) 大阪府都市計画法施行条例第３条各号に掲げる建築物の建築の用に供する目的で行われる開発行為(2) 大阪府都市計画法施行条例第４条各号に掲げる建築行為等第２　基準次の各号に該当するものであること。　(1)都市計画法施行令第29条の９第４号に掲げる区域において、『「都市計画法第34条第14号及び都市計画法施行令第36条第１項第３号ホに関する判断基準」第５における土砂災害警戒区域での開発行為等に関する取扱い』に適合すること。(2)都市計画法施行令第29条の９第６号に掲げる区域において、『「都市計画法第34条第14号及び都市計画法施行令第36条第１項第３号ホに関する判断基準」第５における浸水想定区域のうち危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域での開発行為等に関する取扱い』に適合すること。（附則）この取扱いは、令和４年４月14日から適用する。 |